

# 近代日本における「怨親平等」観の系譜

藤田 大誠

## 一 はじめに

近年、「人の霊を神として祀る」系譜の延長線上に位置付けられる近代以降の招魂社―靖國神社といふ神道的かつ国家的・公共的な慰霊・追悼・顕彰に対して、仏教的な思想に根を持つ「怨親平等」観による敵味方供養を対置し「対抗軸」とすることによつて、いはばもう一つの「日本的慰霊伝統」と看做して「敵を祀らない」靖國神社やその「英霊」観を批判するといふ言説が有力に存在してゐる。だが、肝心の「怨親平等」観そのものについては、実は近代以降の研究史でさへまともに押さへられてゐない。そこで本稿では、近代日本における「怨親平等」観の系譜について、その背景も含めて概観してみたい。

## 二 現代における「怨親平等」言説とその問題点

まづ、「怨親平等」の語義を確認する。龍谷大学（代表者：花田凌雲）編纂『仏教大辞彙』第一卷（富山房、大正三年初版、昭和十年再版）の「怨親平等」の項目には、佛所行讀卷一や瑜伽師地論卷三十二、俱舍論卷二十九といふ經論中の典拠を挙げつつ、「蓋し親怨の差別を見ることは凡夫愚癡の妄情にして佛智平等の前に之あることなし、故に常に平等の見に住して大慈悲を行すべきことを示めされたるものなり。随うて古來仏教徒の間に其精神の顯はれたる事蹟また頗る多し、」と述べ、その事例を三衣提婆菩薩傳や景德傳燈錄卷五などから示した上、さらに、「又文祿の頃朝鮮を征服せる時に当り、戦歿せし彼我の将卒の爲め高野山に征韓碑を建てしは此の趣意に基づけるものなり。」と日本の事例も挙げてゐる。興味深いのは、仏典に見られる「怨

親平等」を施す相手の事例は、「菩薩の外道の一弟子」や「盗児」であるのに対し、我が国の事例は戦争における敵味方の死者を共に供養するものとなつてゐる点であり、この言葉を戦歿者に特化して用ゐる傾向が窺へるのである。

このことを踏まへ、近年の言説から徐々に遡つていく方法で研究史を概観してみたいのだが、実は、近年の「怨親平等」に言及する論者が依拠してゐるのは、主に村上重良と圭室諦成の著作である<sup>(2)</sup>。

昭和四十九年刊行の村上重良『慰霊と招魂―靖国の思想―』<sup>(3)</sup>は、「古代末期から中世をつうじて、戦乱がおこるたびに、戦闘のあとでは、崇りを恐れて戦死者の供養が行なわれるのが常であつた。仏教の怨親平等の思想も浸透して、戦死者は敵味方を問わず、あつく供養された。元寇のさいには、戦跡に蒙古塚がつくられ、南北朝の動乱では、足利尊氏が、元弘の役以来の敵味方戦没者の供養のために、全国各地に安国寺と利生塔を建立した。戦国時代にも敵味方供養の碑が各所につくられており、勝利した側が、敵方の死者を祀つた事例が少なくない。朝鮮の役では、出陣した島津義弘、忠恒（家久）父子が、一五九九（慶長四）年、高野山に朝鮮の陣の弔魂碑を建て、「為高麗国在陣の間、敵味方閔死軍兵皆令入仏道也……」と記して、敵味方の戦死者を弔つた。敵味方とともに弔祭する行為は、崇りを恐れ

るといふ切実な動機から発するものではあつたが、同時に、日本人の心に人間の生命を尊び他者の死を愛惜する、ゆたかなヒューマニズムをはぐくむことになった。」と記してゐる。

この部分は、現在に至るまで絶大な影響力を持つてをり、誤解を恐れずに言へば、「日本的伝統」としての「怨親平等」を主張する観点から靖國神社を批判する言説の殆どは、その事例の引用も含め、ほぼ本書の焼き直しに過ぎない。村上は、どの本を参照してこの部分を書いたのかを明らかにしてゐないが、昭和三十八年刊行の圭室諦成『葬式仏教』<sup>(4)</sup>の次の箇所<sup>(4)</sup>に依拠してゐることは疑ひない所であらう。

**敵味方供養碑** 施餓鬼会および冥道供の、回向文や、願文をしらべてみて、痛感することは、精霊のたたりを怖れ、それを封ずる呪術としての心理が、つよく働いてゐることである。日本においては中世以後、戦争で勝利をえた武將は、戦後かならずといつていいぐらい、敵味方戦死者のための大施餓鬼会を催し、敵味方供養碑を建ててゐる。たとえば、一四一八年、上杉憲基は、上杉禪秀の乱に死没した敵味方の一切の人畜が、浄土に往生することを祈つて、藤沢遊行寺に応永戦死供養碑をたて、また一五九九年島津義弘が、朝鮮の役において戦死した日鮮両国将士のために、高野山に石

碑をたてて、その冥福を祈ったことは、その適例とされている。そしてそれは、従来仏教において、怨敵と味方を同視する怨親平等の精神の流露で、博愛精神の表現であるとされている。むろん私としても、怨親平等の精神が絶無とはいわぬ、ただいささか過大に評価されていないかと、いぶかるものである。敵の耳をそぎ、鼻をおとして、塩づけにしてもち帰り、それを一般に展観して戦功を誇る、そういう残忍性をもつ武将たちの手によって、それがおこなわれているからである。それでは何のために、かれらは施餓鬼をおこない、供養碑をたてたのであろうか。結論からさきに言えば、むろん例外はあるが一般的には、敵の死霊のたたりを怖れたからである。つぎに、いくつかの実例によって、そのことを説明してみる。／足利尊氏・直義の兄弟は、かつてかれらが敵視した後醍醐天皇の冥福を祈るため、一三四〇年に天竜寺の建立をはじめ、六年目にその功をおえている。このことは美談とされ、天真の流露として、尊氏の評価を高めている。しかし、『太平記』によれば、「近年天下のさまを見候に、人力をもつていかでか天災をのぞくべく候。なにさまこれは、吉野の先帝崩御のとき、さまざまの悪相を現じござ候候と。その神霊おん憤りふかくして、国土にわざわい

下し、禍をなされ候とぞんじ候」という夢窓国師の進言にもとづいて、神霊のたたりを封ずるために、建立したものにほかならぬ。（中略、引用者注・以後、同様の観点から足利義満の明徳の乱時における大施餓鬼会、松平親忠の敵味方供養、徳川家康の長篠合戦後の信玄塚と法会、島原の乱後の法要、首塚について記述 以上五つの実例についてみた。そしてそれらに共通することは、不遇な死にかたをしたものは、必ずたたるという信仰が、庶民のあいだにあり、それが動機となつて、敵のための大施餓鬼がおこなわれ、供養塔がたてられたことである。こうした庶民の信仰、それにたいする領主の対応を利用して、怨親平等の精神に一步でも近づかせえたかどうか、そこに仏教にたいする評価の問題があるのである。（／は改行、以下同じ）

ここで注目すべきは、圭室は「怨親平等の精神が絶無とはいわぬ、ただいささか過大に評価されていないかと、いぶかる」と述べ、それは「残忍性をもつ武将たち」の所業だからであり、「一般的には、敵の死霊のたたりを怖れた」とのと評価してゐるのにも拘らず、後年の引用者は皆、あへてこの点を捨象し、この文脈の意図を汲み取つてゐないことである。つまり、圭室が「怨霊」と「怨親平等」観の相違について慎重に検討しようとしてゐる点について、一

切考慮されてゐないのである。

### 三 辻善之助『日本人の博愛』とその先行業績

現代の「怨親平等」言説においては、圭室諦成『葬式仏教』以外、殆ど「怨親平等」を示す事例に関してその典拠の明示がされてゐない。しかし実は、圭室諦成が巻末の参考文献で掲げてゐる辻善之助の諸業績が前提に無ければ、この点についてのまともな議論は不可能な筈である。特に、辻が東京帝国大学教授兼史料編纂官時代の昭和七年刊行『日本人の博愛』<sup>5)</sup>は、逸することは出来ない。

本書は、「大正十五年（一九二六）七月八日、著者は御召によりて、高松宮御邸に参上し、宣仁親王殿下に謁し、「日本人の博愛思想」に関する研究著述の奨励のため、「有栖川宮記念学術奨励資金」下賜の光栄に浴することを得た。本書は即ちその御思召によりて編成したもの」（緒言）である。

本書は、和文篇で四十の事例を解説し、史料篇にて補遺を加へた四十二の史料の原文を紹介した上、さらに史料篇表紙の見返しに「本稿「日本人の博愛」は、専ら通俗を旨とし、且つ外国人に示す為めの英文篇の原稿たるべきを期したる」とあるやうに英文篇が併載されてをり、その大きな目的として対外的な情報発信が明確に意図されてゐた。

（昭和九年版には英文篇は省略）。「諸言」に拠れば、辻は、東京帝国大学史料編纂所のスタッフなど（高柳光寿、吉村茂樹、圭室諦成、小泉登美子）の助力を得て材料を蒐集し行文の編成を行なつて、昭和三年三月までには脱稿し、昭和七年の出版時の校正作業には中村吉治や伊東多三郎、谷森淳子も関与してゐた。特に圭室の名が入つてゐることは、『葬式仏教』における「怨親平等」事例が全て本書で紹介されてゐたものであることを考へると納得がいく。本書の中には、元寇後の敵味方の弔ひや安国寺・利生塔、藤沢清浄光寺の敵味方供養碑、高野山朝鮮陣歿者供養碑なども紹介されてをり、後年に圭室諦成や村上重良らをはじめとする論者が挙げた「怨親平等」の事例は、その典拠（史料）も含め、本書においてほぼその全体が紹介されてゐる。「序説」には次のやうにある。

我邦がゼネヴァ同盟即ち赤十字條約に加盟したのは、明治十九年（一八八六）の事である。是より先き、明治四年（一八七一）軍医頭松本順、軍医権助石黒忠恵の両氏等は、欧米に於ては、戦時に際して、敵味方の患者を互に救護し、之に従事する軍医及看護人には危害を加へざる條約を互に締結して居るといふことを聞き、其制度を我国にも適用せんことを希望したのであつた。ついで明治八、九年（一八七五、一八七六）の頃、

松本及石黒両氏は、我帝国の赤十字條約に加盟せんことを主張し、これと同時に、佐野常民氏は日本赤十字社を設立せんことを企ててゐた。明治十年（一八七七）鹿児島に及び、佐野氏等は、同志と謀つて「博愛社」を設け、両軍傷病者の救護に従事した。これが日本赤十字社の起りである。條約加入の後、日清日露の両戦役に於て、敵の降服者及び捕虜中の患者を收容して、之を救護し、好成績を挙げ、この條約の精神を發揮したのであつた。／＼この赤十字社の事業の制度組織等は固より西洋に学ぶ所が多いのであるけれども、その精神に至つては、古くより我国に發達したものであつて、我国古来の歴史上其類例乏しからず、その西洋赤十字主義に倣うたものに非ざることば言を俟たざる所である。その実例に至つては、以下本文にも示すが如く、約九百八十年の昔既に存在した確実なる証拠がある。爾來大小戦乱ある毎に、この精神は常に發揮せられて多くの美談を遺して居る。予等が管見に入る所を以てすれば、凡四十件の多きに及んで居る。戦場にあつては硝煙彈雨の間に相見え、不倶戴天の仇として、生命のとりやりをするものも、一旦对手が戦闘力を失へば最早之を敵視することなく、親愛なる友情を以て之を遇し、敵の負傷者を憐み、降伏者を優遇し、

また戦死者の遺骸を尊敬し、其靈魂に対して冥福を祈る。四十の事例みなこれである。

つまり、これに続く部分にあるやうに、「本編の趣旨は赤十字同盟加入以前に、古き時代に於て、我国に發達したる博愛思想を世に紹介するにある」のである。その諸事例の分析については「結語」に、「以上列挙した四十の事例について見るに、凡そ／＼、敵の死者の靈魂を弔ふ／＼、敵味方の靈魂を弔ふ／＼、敵の敗北者を憐む／＼、捕虜の優遇／＼の四類に分つて見ることが出来る。昨日の仇敵も、其戦闘力を失へば今日は親友となり、之を慰撫し之を救恤する。捕虜に対しては綏撫懇到、戦争終れば、僧侶を延いて両軍戦歿者のために法会を行ひ、以て弔慰の礼を尽す。死者に対しては、敵もなく味方もない。日本人と外国人と其間何等の差別をおかぬ。地理上の區別を超越し、国土の境界を忘れるのである。要するにすべてが怨親平等の一語に尽きる。／＼かくの如く我国民が博愛の精神に篤きは、何によりて然るか。これについては種々の原因が考へられる。第一には、国民の素質である。（中略）／＼第二には、仏教の影響である。（中略）／＼第三には、儒教の影響である。（中略）／＼第四には、武士道の影響である。（中略）／＼かくの如くにして、我国民はその固有の温和なる情操を養ふに仏教を以てし、儒教を以てし、武士道の發達すると共に、博愛

精神も深く培はれた。之に由つて慈愛の良心は、事ある毎に活動した。偶々敵と戦ふことあるも、戦闘終れば洒然として深く心に留めず、敵を恨むの心は速に消え失せて、却て敵を憐み之に同情するに至るのである。赤十字思想が古く我国に其根柢を確立せる所以は、実にこの理由によるのである。」と記されてゐる。

『日本人の博愛』は、昭和九年には同じく辻の著作である「日本皇室の社会事業」とともに合本で出版されてゐる（発行は金港堂書籍株式会社）が、その表紙には赤十字社章が施されてゐる。即ち、その序に「博愛の精神が我国固有の皇道の精神であり、且つ其の精神の発露による各種の社会事業が皇室に淵源し、其の発達が一に皇室の厚き保護奨励の賜であることを明にせんと欲し、之を文献に徴して印刷に付し、洽く内外江湖に頒たんことを企図した。」とあるやうに、「草創期から皇室と関係があり、その援助を受けて来た」日本赤十字社における事業の一環だった。

また、本書の「緒言」では、先行業績についても触れられてゐるが、以下ではその記述を参考にして近代における敵味方供養の研究史を見ていきたい。

その早い時期のものとしては、西村天<sup>(7)</sup>の言及が挙げられる。西村は薩摩の種子島出身で、大阪朝日新聞で健筆を振るひ、漢学者としても著名な人物だが、その主著である

明治四十三年刊行の『日本宋学史』における「(六) 禅林の宋学者 下、明極と梵仙 楠正成の学」<sup>(8)</sup>では、後醍醐天皇の御代に元から帰化した僧の明極と楠木正成の交流に触れつつ、正成を宋学史上に位置付けた上で、正成が彼我の戦死者を弔つた金剛山の寄手塚・身方塚や、その子・正行が渡邊川の戦で敵の溺死を救つたといふ「此等戦場に於ける平等博愛の行爲は、やがて今日の赤十字主義にして、我は之を十四世紀の古に実行せり、是も亦儒釈二教の明効に非ずや。」と述べ、さらに「附載」として次の二編が収録されてゐる。

まづ、西村の持論を公表した文章としては早いものである「明治三十五年十月二十二日大阪朝日新聞論文」の「赤十字と武士道」では、前日の日本赤十字社二十五周年祝典に際し、「赤十字社の精神の如きは、決して西洋の勲興に非ずして、我邦は古より之を實行し来り、維新後彼の長を採るに及びて、更に其の機関の整備を致せし者なるを忘る可らず、何を以て之を言ふ、武士道の神髓是なり、」と主張したものである。ここで西村は、「儒教より智仁勇の三徳を受け、仏教より降魔の利剣と救世の慈航との調和を受けて」、「情を知り」「物の哀を知る」「武士による道が「武士道」であると位置付け、「武人の戦場に臨むや、敵と為り味方と為るも、前世の因縁にして怨あるに非ずと観じ武

士は相見互に云ひて、交戦接刃の間にも、礼を重んじ義を守りて、惨忍の所為あらず、是れ歴代の史乗に赫々たる光彩にして、南北朝の際に至り、殊に戦場に於ける敵味方の仁慈と云ふ精神發達したりき、<sup>(12)</sup>と述べた上で、楠木正成が敵味方ともに葬つた金剛山の寄手塚・身方塚を挙げ、さらに「其子正行が渡邊川の戦に於ける博愛の所行は、赤十字社事業の首唱者たるデユナンの論ぜし所を行ひ、ナイチンゲール女の為せし所を為せし者なり、<sup>(13)</sup>と太平記を引いて紹介し、「是れ我邦赤十字事業の祖に非ずして何ぞや」と評価してゐる。そしてその後、島津義弘・忠恒父子が「朝鮮陣より帰朝し、敵味方内死の軍兵皆仏道に入らしめんが為に、一大碑石を高野山に立てしが如き、亦楠公父子の風を継ぐ者と為す、其餘此の類猶多からん」と記してゐる。また、もう一編の「明治三十七年一月作」の「新作薩摩琵琶歌 武士道」でも、同じく楠公父子と島津父子の事例を挙げてゐる。

この島津建碑の事例は、明治三十八年の東京帝国大学文科大学助教授・黒板勝美による「高野山朝鮮碑の供養碑」<sup>(14)</sup>においても碑の写真とともに紹介され、また、この島津の事例を中心とする敵味方供養の理解は、明治四十一年の『開国五十年史』下巻に所収された三好退蔵「慈善事業」と石黒忠恵「赤十字事業」<sup>(15)</sup>でも同様の文脈で踏襲され、明治四

十三年の渡邊盛衛「薩摩に於て發達せし赤十字思想」<sup>(16)</sup>では、この碑のみならず、薩摩におけるその他の「博愛思想」や「慈仁行為」の事例を豊富に紹介してゐる。<sup>(17)</sup>以上での記述は、いづれも西村天因以来の、儒仏二教の影響から生み出され、或はその二教の混合物ともいへる「武士道」による博愛思想としての言及であり、一向に「怨親平等」の語は見当たらない。

一方、明治四十三年に刊行された日本赤十字社京都支部編輯・発行の『忠愛』は、その凡例に「明治以前に於る忠愛慈善事業の赤十字主義に係るものを蒐集して以て社員及び公衆に示すは大森（引用者注・鐘一）知府の嘗ての意なりしか今回の総会を機とし之を編纂するため碓井小三郎湯浅吉郎中村和光佐伯理一郎森潤三郎と余とを委員に囑託せられ相共に之を編纂に従事せり」とある如く、いはば近代の「京都研究」に携はつた諸学者らが関与して、五十二項目に互り「慈善事業」や「救恤事業」、敵味方供養の事例を史料を挙げつつ紹介してゐる点で、後の『日本人の博愛』の先駆とも位置付けられる重要な文献であり、実際同書にも掲載された事例を多数含んでゐる。本書の特徴は、『日本人の博愛』では採られてゐない救恤や俘囚に關係する詔勅など上代の事例を数多く取り上げ、「旅順要塞敵軍死亡者の表忠碑」など近代の事例も紹介してゐる点や、「怨親

平等」とは関連付けられてゐない点である。

注目すべきは、編集代表の湯本文彦が、「吾国の慈善事業は明治維新の後西洋の赤十字主義に因りて発生したるものにあらざりて古来夙く実行せられ上は朝廷より下は民間にいたるまで其事実本編記する所の如し」と述べつつ、「忠孝仁義の実は建国の初めより夙く実際に行はれ国民の秉彝たりしも儒教の渡来せしより其名に因りて其実の益々彰著になりしと同じきのみ然して特に弁すへきは西洋の慈善博愛は其宗教より来るもの多く国家の感念に於ては如何にやと思はるゝ所無きにしもあらざれとも吾国民の忠愛慈仁は天性の秉彝倫理の正道より来れるを其差とす是れ深く意を注すべきところなり」と記してゐることである。つまり、湯本は本書において、同じく赤十字に対する先駆性を主張してゐた西村天因以来の儒仏二教の混合物たる「武士道」を重視するのでは無く、儒仏渡来以前の事例を挙げることで、我が国では、西洋の如く宗教から来てゐるものといふよりも、建国の初めから「吾国民の忠愛慈仁は天性の秉彝倫理の正道より来れる」ことを強調してゐるのである。

また、大正四年には、宗教学者の加藤玄智も、「Three Remarkable Examples of Philanthropism in Japan」〔筆者邦訳「日本における博愛主義の三つの注目すべき実例」〕といふ対外的情報発信を意識した英語論文で、律宗僧・忍性

の慈善事業、時宗総本山清浄光寺の「関東内乱敵味方人畜戦死供養碑」、島津が高野山に建設した供養碑などを紹介し、この三つの事例は「一九八六（明治十九）年に日本も加盟した赤十字の高貴な精神」と同じものであることを主張してゐる。

以上のことから、日本近代において、国史上の敵味方供養を含む「博愛・慈善事業」の事例は、「世界（列強・標準）」である赤十字事業との対応、もしくはその先駆的なものとして語られて来たことが明らかである。その言及が活発となつた時期は、日露戦争前後の明治三十年代後半から大正期にかけてであり、辻の『日本人の博愛』は、これらの先行業績を汲んだ集大成的な書物であるといへよう。但し、辻はその原動力的思想としては、湯本文彦流の「建国以来国民の天性の倫理」に強調点を置くのでは無く、西村天因流の仏教、儒教、武士道の影響を挙げつつ、特にこれまで登場して来なかつた仏教的思想の「怨親平等」を中核に位置付けた。そのため、同書の事例は、『忠愛』とは異なつて奈良時代以前のものは無く、平安時代に朱雀上皇が官軍賊軍戦亡者の冥福を祈り給うた大供養における願文の「怨親平等」思想を最初の事例として掲載してゐる。その意味で、現在にまで至る敵味方供養に関する「怨親平等」言説の元祖は、辻善之助であると言つても過言ではないだらう。



辻自身は、日本仏教史の観点から、明治三十七年六月稿の「安国寺利生塔考」などにおいて、「怨親平等」の語こそ見えないものの、足利尊氏・直義或いは安国寺利生塔建立を勧めた夢窓国師の信仰についての研究を着々と進めてゐた。<sup>(14)</sup>「安国寺利生塔考」では、「尊氏直義が安国寺利生塔創立の主旨は、元弘以来の行蹟、殊に後醍醐天皇に対し奉りし所作を深く悔恨して、之を謝し奉ると共に、敵味方一切陣亡の靈魂を弔はんとするにあり。」と述べてゐる。但し、同時に辻は、「安国寺利生塔の創建は、政治上頗る重大なる趣旨を有し、足利方の勢力範囲増大の爲の意義を兼ねたり」とも指摘してゐたが、国外の眼を意識した『日本人の博愛』ではこのことには触れず、足利兄弟の仏教信仰を讃美するに留まつてゐる。

#### 四 近代における「怨親平等」思潮の形成

近代において、先に検討した辻善之助流の「怨親平等」観以前に、戦争における敵味方供養と「怨親平等」を関連付けた言説は、管見では余り見出すことが出来ない。例へば、撫松脩柄口述・木全源道編輯『改良南針説教の材料』（虻舘、明治二十年）では、かつて自らを罵つてゐた商人の危機を救つた「グラント兄弟の善行」が「怨親平等」であり、また、能仁達朗・梅岡達洞合述『道理の鏡』（能仁達朗、明

治二十五年）では、「太陽は誠の公明正大でありまして怨みあるものも。親み厚きものも。隔てりしに規則通りに照します。吾が仏の教へ即ちこの通りであります故に仏教は怨親平等と唱へます」と言ひ、荒井涙光撰『明治説教 因縁大鑑』（森江書店、明治四十五年）では、行誡上人が自分を打擲した武士が他人に殺された際、懇ろに回向したことを「怨親平等の心」と評価してゐる。ただ、若生国栄『禅学正門 单刀直入』（光融館、明治三十七年）は、「禪門にては怨親平等と云ふことを唱へます。怨とは。怨敵と云ふことであります。親とは親近とて。身方の事であります。平等とは。都盧平等とて。我他。彼此。取捨。憎愛。好惡。是非。得失。美醜。尊卑。貴賤。貧富。優劣。高下。敵身方。公私。善惡。等の差別。階級。城壁を立てず。蕩然として平等一牀。真如一実相の妙法と観破するのである。」と述べてつ、敵は是れぞと討たんとするに。怨をば恩にて法事の念仏して吊らるるれば。終には共に生るべき同じ蓮の蓮生法師。敵にては無りけり。跡吊ひてたび給へ。」といふ「謡曲敦盛」をも紹介してをり、若干敵味方供養との関連を見出すことが出来る。

さて、ある意味近代以降の「怨親平等」観の源流とも目され、明治期に「怨親平等」と敵味方供養を関連付けた記録として目立つのは、やはり高野山のものである。『高野

山千百年史』には、「明治十年西南戦争あり、両軍の戦死陣亡者多かりしかば、我が高野山にては、往古島津兵庫頭が朝鮮陣に際し彼我両軍の戦死陣歿者の為に一碑を建て、その靈魂を慰めたる例に倣ひ、怨親平等両軍戦死陣亡者の為め追弔法会を営みたり。」とあり、「二十八年日清両軍の戦死陣亡者の為金堂において追弔大法会を営み、大曼荼羅供を修したりき。」とある。<sup>(15)</sup>

また、明治二十七年十一月十二日には、真言宗長老大僧正・高志大了名で「捕虜撫恤ニ付御認可願」を出し、「叡慮至仁ナル大日本皇帝陛下ハ 西曆千八百六十四年八月廿二日瑞西国デユネーヴ府ニ於テ瑞西国外十一国間ニ締結セル赤十字条約ニ加盟アラセラレ右無条約ノ清国ニ対スルモ一視同仁ニシテ数百名ノ捕虜ヲ全国各地ニ配置シ救護ヲ垂レ玉フ誰カ 聖恩ニ感泣セザランヤ茲ニ我仏教ノ如キ最モ怨親平等慈悲普及ヲ以テ本領トス彼レ捕虜モ亦人類ノ同胞ナレハ彼レノ病苦ヲ慰問シ幽薨ヲ撫恤シテ 陛下博愛ノ聖徳ヲ懇示シ仏教慈悲ノ教理ヲ面陳シ若干之物品ヲ付与致度ニ依リ特ニ捕虜撫恤使ヲ各地ニ派遣被致度」と陸軍大臣・西郷従道に願ひ出てゐる。<sup>(16)</sup>ここでは、「捕虜撫恤」に関してではあるが、明確にジュネーヴ条約（赤十字条約）と対応させる意図を以て、「怨親平等」観が位置付けられてゐる。

また、明治四十一年十二月十一日、高野山常喜院住職・

大乘大円は、日露戦争における戦死病歿者を敵味方ともに祀る塔を建立するので「三十七八年戦役ニ於ケル 一我カ陸軍軍人戦死及病歿者ノ数」を指示してほしいと陸軍大臣・寺内正毅に「御伺書」を提出し、二十四日に「約九一二〇〇人」との回答を得てゐる。<sup>(17)</sup>「御伺書」には、「当高野山ノ儀ハ宗祖弘法大師ノ誓願に基キ古来貴賤ノ別ナク石塔ヲ建立シ菩提ヲ求願スルコトハ普ク世ノ知ル所ノ如ク就中大小諸侯英雄名将ノ石塔巍然トシテ林立シ文禄征韓後ニ於ケル彼我戦死病歿者ノ菩提ヲ弔フ為メ島津氏ノ建立セシ石碑ノ如キハ最モ内外人ヲ感動セシムル次第ニ御座候因テ拙僧発願シテ明治三十七八年戦役ニ於ケル忠死者ノ英魂ヲ祭り兼テ露国ノ軍人戦死病歿者ノ靈ヲモ合祀シ怨親平等仏果ヲ得ンカ為メ総高尙丈五尺ノ銅製如意宝珠塔ヲ当山ニ建立シ一ハ以テ国威ヲ不朽ニ紀シ一ハ以テ国民ノ士氣ヲ鼓舞スル資ニ供シ度該碑文中ニ記入ノ必要有之候ニ付左記ノ数至急拝承仕度候間差支無之候ハ、詳細御指示ヲ蒙リ度此段奉伺候也 但本文銅製如意宝珠塔図面別紙相添可申上尚建設費ノ儀ハ当山ニ於テ已ニ淨財寄附者有之ニ付他ノ勧進等ハ一切不仕候為念申上置候」とあつた。文中、「怨親平等仏果ヲ得ンカ為メ」、自国の「英魂」と露国の「戦死病歿者ノ靈」を「合祀」するとはいへ、その建設目的としては国威宣揚的、即ち「顕彰」的性格が強いことは注目される。なほ、別紙

の如意宝珠塔図面には、塔中央部に「忠魂」と明記されてゐた。

宝珠塔が現在も高野山常喜院境内に存してゐることは、大谷正の報告により知られる（碑の写真も紹介されてをり、図案通り「忠魂」の文字が見られる）<sup>(18)</sup>。大谷は、高野山は日露戦争に際して戦勝祈禱会を開催し従軍僧も派遣してゐたが、「一旦戦争が終了すると、靖国神社のように自国の英霊のみを祀るのではなく、「怨親平等」論で敵味方を差別なく供養するのが、高野山のあり方であつた。」と記してゐる。

さらに、高野山奥の院にある、日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦、満洲・上海事変の関係国全ての「戦病死者」を対象とする四つの供養塔や満洲国建設に命を捧げた「五族之墓」を「高麗軍敵味方戦死者供養碑」の延長線上に位置付けて紹介し、「敵国の死者を弔う日本の伝統」とする見方もある<sup>(19)</sup>。但し、実際の高野山における慰霊実態は「怨親平等」一色とまではいへない。現在、奥の院には、「空挺落下傘部隊将兵の墓」「昭和殉難者法務死追悼碑」など、自国の戦死者のみを対象とする慰霊施設が多数存在する。また、奥の院の英霊殿や毎年五月の「英霊追悼法会」は、元来、自国の戦死者を対象とする「英霊供養」の面がより色濃いものだった筈であるが、徐々に、自国（地域）の戦死者を中心に全ての犠牲者を供養する方向にシフトしてゐる模様である<sup>(21)</sup>。

さて、近代における敵味方供養に関する大きな出来事と思はれるのは、日露戦争後の明治四十年十月に建立された「旅順陣歿者露軍将卒之碑」である。「忠愛」の「旅順要塞敵軍死亡者の表忠碑」<sup>(22)</sup>の項目には、「明治三十七八年日露の役は曠古の大戦にて旅順要塞攻守の如きは激戦中の激戦彼我将卒死するもの実に数万人に及ひたり吾政府は我軍に於けるのみならず敵軍の陣亡者に対しても深く其忠烈を賞し関東都督に命し其遺骸の仮埋せしものを搜索し集めて宏壯雄大なる碑塔を建て其忠魂を慰め英霊を吊ひ以て万世に表せられ勅して陸海軍代表者を差遣せられ当時旅順要塞攻囲軍司令長官として威名を宇内に発揚せし乃木大将之に臨まる露国にても陸海将官勅を奉して来り会す其儀甚た盛んなり祭典は露国の希望を容れ彼の僧正をして其国教の祈禱式を行はしむ是れ吾帝国の忠愛慈仁の敵軍に及ぶ最も大なるものにして実に昭代の偉観文明の美事といふへし嚮に掲けし楠公の身方墳寄手墳豊太閤の耳塚島津氏の高野の碑の事実の更に発展拡張せしもの也」と記し、特に第十一師団長に請ひ、碑の「建設之主旨」「改葬事業」「設計の概要」「露語の碑文」「日本語の碑文」「除幕式」の記事と写真を得て掲載してゐる。これに拠れば、明治三十九年十月十日より始まつた改葬事業の象徴的建造物としての「旅順陣歿

者露軍将卒之碑」は、四十年十月の日付で「大日本政府建之」と明記され、背面にある関東都督陸軍大將子爵・大島義昌名の日本語の碑文には、露国殉難将卒を礼を以て案子山麓に改葬の上、碑を建ててこれを表する旨を記し、「以弔英靈於百世」揚義烈於千載」と刻された。<sup>(23)</sup> 四十一年六月十日には、盛大な除幕式が行なはれてゐる。

この「旅順陣歿者露軍将卒之碑」に対する諸書の評価は、博愛精神や武士道に基づく中世以来の我が国の敵味方供養の歴史の延長戦上に位置付けてゐるが、その実際の建設主旨や碑文にはそのやうに饒舌な記述は無く、「仁愛」の語はあるものの、要は、戦時中は「仇敵」であつたが戦後は「友邦者」となつたのであり、自国に忠義を尽くし戦歿した「英霊」が存するのであるから勿論敵国にも戦歿した「英霊」があるだらう、その遺屍が「無頼土民の徒」に冒瀆されないやうに改葬して弔ひ、その義烈を千載に伝へようといふもので、「怨親平等」のやうな仏教的説明は無い。あくまで露国における「英霊」に対する弔ひであつたといへるのである。<sup>(25)</sup>

## 五 むすび

敵味方供養は、列強からの視線を意識した近代日本における博愛慈善事業の勃興とともに「再発見」され、さらに

西南戦争、日清戦争、日露戦争等の展開とそれに伴ふ博愛社―日本赤十字社の発展と並行して、我が国における博愛主義の事例の掘り起こし作業とその成果の対外的情報発信が進められたことにより、徐々に「武士道」や仏教的な「怨親平等」の装飾による言及がなされるやうにもなつた。

今後、近代以前の日本における敵味方供養の各事例が、辻善之助がいふやうに、果たして仏教的な「怨親平等」観によるものなのか、または圭室諦成のいふ如く「怨霊」の「祟り」を怖れたからなのか、或いは桜井徳太郎のやうに中世の敵味方供養は「御霊信仰的発想」の一つと看做すべきなのか等についての精緻な考察が必要だろう。<sup>(28)</sup>

また、近世の徳川家康の豊国社に対する仕打ちが「（引用者注・元和五年）九月十八日梵舜、取毀を神璽に告げ、終に神社を妙法院に引き渡す。爾来荒廢して叢となる。」（『豊国神社誌』青山重鑒、大正十四年）といふ前権力者の霊に対する徹底的な迫害であり、「怨親平等」や「武士道」に基づく「博愛精神」の欠片も無いものであつたことと符号するかのやうに、『日本人の博愛』の事例も、「島原陣歿耶穌教徒首塚の碑」といふ江戸初期の時点で終はつてゐる。つまり、これまで殆ど言及されてこなかつた近世以降の「怨親平等」観の払拭と、「怨霊」「御霊」から脱した（顕彰すべき）人の霊を神として祀る」系譜との複合的な検討も

不可欠な課題であらう。

「怨親平等」観による敵味方供養と招魂社・靖國神社祭祀で最も異なる点は、前者が「慰霊」「追悼」「鎮魂」には終始するのに対して、後者には、これらに加えて「顕彰」とそこから導き出される「国民による祭神の遺志の継承」「安国」の加護の祈願」が並存してゐることである。即ち、戦歿者の霊を「慰霊」するだけではなく、「国家・国民の守護神」として祀るのであり、祀る側と祀られる側との関係は明確に双方向的なものである。但し、先述した明治四十一年の高野山の事例では「怨親平等」観と「顕彰」が両立してをり、招魂社系統の「忠魂」（英霊）観の影響も如実に見られるやうに、近代日本における戦死者の各種「慰霊」においては、靖國神社、招魂社の「公共性」の影響を受けた部分が多分にあつた。そのことは、同じく日露戦争後に造営され、元々日露戦争の戦歿者を対象としてゐたものから、明治四十二年に戊辰の役以来の「忠死者の英霊」をも供養するやうになつた「仏式による忠霊奉祀の靈廟」である長野・善光寺忠霊殿<sup>(29)</sup>の在り方からも窺へるであらう。我々は、近代において、現代以降に問題とされて来た「英霊」観と「怨親平等」観の相克が見られなかつたことに改めて思ひを巡らせるべきであらう。「怨親平等」そのものは、近代日本においては、欧米列強の文明規範である「赤十字

精神」を自家薬籠中のものとするための概念として機能して来たが、その赤十字事業自体は、まさに天皇、皇室の社会事業として推進されてきたものである。勿論、それは一方で例大祭・臨時祭に天皇の勅使を迎へる靖國神社とも齟齬を来たすことが無く、靖國神社は、ある意味別次元で捉へられる「共存」可能な性格のものと理解されてゐたため、現在の如く「怨親平等」観と相対化する見方も無かつたのである。大谷正は、「明治以降の靖國神社の理論は、国家を基準に戦没者を格付けないし区別するから、仏教的な怨親平等論とは対極の理論である。日露戦争終了時点で、どちらの戦没者追悼の論理が民衆の心性により近かつたのか、両者がどのように共存していたのか、考える必要がある<sup>(30)</sup>。」といふが、なぜ両者をわざわざ対極に置き、二者択一で捉へなければならぬのだらうか。近代日本においては、別段「怨親平等」的敵味方供養を排斥してゐなかつたのにも拘らず、実際には、戦場での慰霊は兎も角として、軍や町村など、様々なレベルでの仏式招魂祭、公葬も、各地域や組織の中で完結する構造を持つた祭典として執行され、基本的に敵味方供養では無かつた。つまり、近代には「怨親平等」観は主流には成り得なかつたのである。

また、公共的影響力はあつたとはいへ、靖國神社を頂点とする「慰霊」の体系的なヒエラルキーの中に各種慰霊行

為が位置付けられてゐたのでは無い。近代以降現在に至るまで、靖國神社祭祀のみで戦歿者慰霊の全てを包含して来たのでは無く、その祭祀はあくまで「中核部分」なのであつて、同時に、靖國神社祭祀では無い者を祀る神社や慰霊祭、「怨親平等」的なものも含めた仏教的慰霊など、性質の異なる各種各レベルの慰霊・追悼・顕彰が「共存」してゐたのは当然のことであらう。「慰霊」に関はる神仏対立が深刻となるのは、昭和十年代以降の「英霊公葬問題」や「忠霊塔問題」においてであるが、ここでも、問題とされたのは「怨親平等」観では無く、施設構造や祭祀形式、そして宗教／非宗教が争点だつたのである。

## 註

- (1) 例へば、三土修平『頭を冷やすための靖國論』(ちくま新書、二〇〇七年)などの一般書で再生産され続けてゐる。
- (2) 高橋哲哉『靖國問題』(ちくま新書、二〇〇五年)一七二頁には、「日本の中世・近世には、外国軍との戦争においても怨親平等の用ひがあつた。『日本人』同士の戦争においては、そうしたケースはもと多く確認できる。平重盛の紫金山弦楽寺、藤沢清浄光寺(遊行寺)の敵御方供養塔、足利尊氏の靈龜山天竜寺、足利尊氏・直義兄弟の大平山安国寺、北条氏時の玉縄首塚、等々。『日本』においては中世以後、戦争で勝利をえた武將は、戦後かならずといつていいぐらい、敵味方戦死者のための大施

餓鬼会を催し、敵味方供養碑を建てている」とさへ言われるのだ(圭室諦成『葬式仏教』大法輪閣、一九八六年)。」といふ。また、「国家が祀らなかつた」反政府軍戦死者の慰霊実態を考察した今井昭彦『近代日本と戦死者祭祀』(東洋書林、二〇〇五年)では、「筆者の立場はといえば、基本的には村上の見解に依拠するもの」(六頁)と述べてつ、少なくとも日本の中世においては、御霊信仰からあるいは仏教の怨親平等の思想から、敵の戦死者も丁寧に祀られたとされているが、「朝敵・賊軍」を切り捨てていくこの差別化は、明治新政府が新たに作り上げたものの(五七頁)と記し、註で圭室諦成『葬式仏教』から高橋と同様の部分を引いてゐる。

- (3) 村上重良『慰霊と招魂―靖國の思想―』(岩波新書、一九七四年)五一―五五頁。
- (4) 圭室諦成『葬式仏教』(大法輪閣、昭和三十八年)一九九―二〇二頁。
- (5) 辻善之助『日本人の博愛』(金港堂書籍、昭和七年)。
- (6) オリヴ・チェックランド(工藤敬和訳)『天皇と赤十字―日本の人道主義100年―』法政大学出版局、二〇〇二年「まえがき」。
- (7) 西村天因の伝記や著作については、昭和女子大学近代文学研究室『近代文学研究叢書』第二十三卷(昭和女子大学光葉会、昭和四十年)「西村天因」を参照。
- (8) 西村天因『日本宋学史』(杉本梁江堂、明治四十二年)七四―八四頁。なほ、明治三、四十年代に隆盛となる「武士道論」に関する近年の研究としては、鈴木康史「明治期日本における武士道の創出」(筑波大学体育科学系紀

要」二四、二〇〇一年）、同「明治期日本における武士道論の研究―方法的議論―」（大手前大学人文科学部論集）二、二〇〇二年）、船津明生「明治期の武士道についての一考察―新渡戸稲造『武士道』を中心に―」（『言葉と文化』四、二〇〇三年）等がある。

- (9) 史学会編纂『弘安文祿 征戦偉績』（富山房、明治三十八年）所収。

- (10) 『開国五十年史』下巻（開国五十年史発行所、明治四十年）。

- (11) 渡邊盛衛『島津日新公』（東京啓発舎、明治四十三年）附録「薩摩に於て發達せし赤十字思想」その一、その二。大正三年には、島津公爵家の特志により「吾国民の博愛精神を海外に知らしめん」としてこの弔魂碑の傍に英文碑を建立してゐる（関栄寛『高野山千百年史』金剛峯寺、昭和十七年、三四〇頁）。なほ、松本郁子「日露戦争と仏教思想―乃木將軍と太田覚眠の邂逅をめぐって―」（『軍事史学』四一一・二、平成十七年）は、乃木希典とも交流のあつた真宗僧・太田覚眠が、「高麗陣敵味方供養碑」に影響を受け、大正十年代に浦潮本願寺境内に同趣旨の忠魂碑を建立しようとするが陸軍省・外務省の反対によりその意図が実現できなかったことを紹介してゐる。

- (13) DRGENCHI KATO "Three Remarkable Examples of Philanthropism in Japan,（『明治聖徳記念学会紀要』第四卷、大正四年）。

- (14) 辻善之助『日本仏教史之研究』（金港堂、大正八年、昭和十七年第十三版）。辻の学問的背景については、辻善

之助先生生誕百年記念会編『辻善之助博士自歴年譜稿』（統群書類従完成会、昭和五十二年）を参照。

- (15) 前掲『高野山千百年史』三二二頁、三二九頁。

- (16) 防衛省防衛研究所所蔵『陸軍大日記類』日清戦役・明治二十七年十一月「二十七八戦役日記」所収「高志大了より捕虜撫恤に付御認可願の件」。

- (17) 防衛省防衛研究所所蔵『陸軍大日記類』大日記・明治四十一年十二月「大日記」所収「戦役死没者人員の件」。大谷正「日露戦争で死亡したロシア軍人墓を調べる旅―札幌・熊本・高野山―」（『東アジア近代史』八、二〇〇五年）。ここでは、今回引用した『陸軍大日記類』の史料と密接に関係する外務省外交史料館所蔵『外務省記録』の史料などが紹介されてゐる。

- (19) 名越二荒之助編著『日韓2000年の真実』（国際企画、平成九年）六九二頁以下、『建立20年記念大祭 五族の墓 会報総集編（第1号・第18号）』（満州国軍五族之墓奉賛会、平成七年）等を参照。

- (20) 全日本空挺同志会『高野山建墓の由来 英魂、ここに眠る』（全日本空挺同志会内編集委員会、平成元年）、「昭和殉難者法務死追悼碑を守る会」のウェブサイト（<http://www.syouwajyunansuajp/index2.htm>）等を参照。

- (21) 真言宗機関紙『六大新報』第二三四九号（昭和二十七年五月二十五日付）杜説「英霊供養」に「講和発効になつてから、俄然として英霊供養が盛んに唱えられ又実際に修行され出した。過去七ヶ年、英霊という言葉さえ遠慮しなければならぬ程で、公式の追悼会が行えず、僅かに（否、それが本筋であるが）宗教家の手で犠牲者慰霊

の名で行われていたのに、思えば隔世の感がある」とあり、第二三九〇号（昭和二十八年八月十五日付）の社説「日本の英霊」に「敗者なるが故にすべての罪を負わされなければならぬ理はなく、それだけに英霊はやはり正しく英霊として祀らねばならないのである。」などの表現があることから、自づと占領解除直後の「英霊」の範囲が窺はれる。また、宮坂有勝・佐藤任「新版 高野山史」（心交社、昭和五十九年）では、戦時の英霊追弔法会、昭和二十七年四月、奥の院に建てられた「戦歿英霊殿」や空挺落下傘部隊を讃へる墓碑の建立などが反戦的立場とは対極のものとして批判的に言及され（二三九頁）、「六太新報」の記事に「高野山金堂に於て座主導師となり一山住侶、大・中・専修学院生等一千名の僧侶に全国支所長参列して平和一周年を記念し、平和復興祈願と万国英霊並に殉難諸霊の供養大法要を理趣三昧を以て勤修す。」とあつたことを敗戦後の宗団が「平和」を強調した変貌ぶりを皮肉る中で紹介してゐる（二三七頁）。さらに同書は、「教団は「平和確立の為、教家独自の道を立て、自由主義の趨勢を進む真言宗」（昭和二〇年『六太新報』）となるべく、いちばやくバスに乗り遅れぬ態を整え、九月二十五日には高野山上で真言宗智山派管長の齋藤隆現が導師となり怨親平等の法要を営んだ」ことを「戦争の罪惡に対する反省の一端を示したものと評価し、昭和二十三年三月二十二日には、宮内府より金剛峰寺に「今般怨親平等追善供養施行ノ赴ニ付、思召ヲ以テ燈明料金忝封下賜候事」といふ沙汰があつたことも記してゐる（二四三頁）。現在、「高野山真言宗 総本山金剛峯寺」のウェ

## （22）

ブサイト (<http://www.koyasan.or.jp/index.html>) にて、五月の第一日曜日に大伽藍金堂で行なはれてゐる「英霊追悼法会」について「大東亜戦争にて犠牲になられた英霊への追善廻向の法会です。当日には遺族会の皆様が沢山参列されます。」と説明されてゐる。但し、同寺 Web 質問係に問い合わせたところ、「英霊追悼法会」は正式年中行事ではなく、準恒例法会の扱いになっており、最近はこの儀式は、もともと伊都郡戦没者慰霊祭であつたのが一九八八年に準恒例法会として認定され、規模も大きくなつたようです。現在では、伊都郡の戦没者の慰霊を中心として、太平洋戦争で犠牲になられた全ての方々のご供養と、世界平和を祈願する事を主旨として、執行するようになっています。ヒヤリングによる調査ですので、資料は判りません。」また、同寺法会課からも「高野山の「英霊追悼法会」の対象については、おそらく自国敵国という狭小的感覚での区別分類無く、宗祖弘法大師さまの「済世利民」の思想に基づき、広く「戦没英霊の追悼・世界平和」を目的として執行している法会であり、「英霊殿」についても同様と存じます。」との回答を戴いた。金剛峯寺の御協力に感謝申し上げます。

『忠愛』（日本赤十字社京都支部編輯、発行、明治四十三年）六八―七二頁。なほ、大谷正「日露戦争で死亡したロシア軍人の墓地・墓標・記念碑（2）」（『専修大学人文科学研究所月報』二一三、二〇〇四年）は、外務省外交史料館所蔵『外務省記録』中の「旅順ニ於ケル露国戦死者弔魂碑除幕式挙行一件」を詳細に紹介し、この事業の背



(23)

景として、日露協商締結後の日露接近や、関東都督府所在地の美化と衛生保持があつたことを指摘してゐる。

日本の自国戦死者に対する慰霊は、旅順要塞攻撃の際に殉じた日本陸海軍将校下士卒の遺骨残灰の一部を合葬し「英霊ヲ慰メ」るために明治三十八年十月十日に起工された旅順白玉山納骨祠が四十一年三月三十一日に竣功し、また、日本軍の「戦死者ノ英霊ヲ慰メ其ノ威烈ヲ千載ニ伝ヘンカ為メ」企図された旅順表忠塔が四十年六月二十日に起工、四十二年十一月十二日に竣功し、二十八日に竣工式と納骨祠臨時祭典が執行されてゐる。なほ、「近代社会においては、怨親平等思想は武士道と結びつくことになった。」と評価する山田雄司は、恐らく四十二年の祭典と前年の「旅順陣死者露軍将卒之碑」の祈禱式を念頭に置き、「亡くなった敵軍の靈魂の鎮魂を自軍のものよりも先に行つてゐる」と述べてゐる（『跋扈する怨霊 祟りと鎮魂の日本史』吉川弘文館、二〇〇七年、一八六—一八七頁）。だが、納骨祠竣工に至る途上において、遺骨残灰の収集を終へて納骨堂に収めた直後の四十年五月六日に、すでに「納骨式祭典」が施行されてゐるため、厳密にはこの指摘は当たらない。表忠塔と納骨祠については、『旅順表忠塔建設写真真帖』（刊記不明）や佐々木常磐編『満洲忠霊記』（満洲忠霊追遠会、昭和九年、昭和十年増訂第二版）等を参照。

(24)

『日本人の博愛』の「結語」では、「この建碑の挙は、まことに昭代の偉観、文明の美事と称すべく、我国史に於ける博愛精神の顕露としても最も著大なもの」と評し、さらに満洲帝国政府特設満洲事情案内所編『満洲戦蹟巡

禮」（三省堂、昭和十四年）の「○露国忠魂碑及び墓地」の項目では、「之は実に敵にも厚き武士道の精華を世界に示した皇軍の誇り」と記されてゐる。

(25)

張石「日中戦争における旧日本軍と中国軍隊の「敵の慰霊」について—日中の死生観をめぐって」（『東アジア共生モデルの構築と異文化研究—文化交流とナショナル・アイデンティティ—』法政大学国際日本学研究センター、二〇〇六年）は、支那事变において日本軍による「敵の慰霊」に関する記録は相手側に比して格段に多く、「日常化」してゐたと指摘し、「日中戦争の当時は日本人は日本軍の戦死者と敵の中国軍の戦死者とともに「英霊」と呼んだ。」と述べてゐる。

(26)

川俣馨一『日本赤十字社発達史』（明文社、明治四十一年）を参照。

(27)

桜井徳太郎『靈魂觀の系譜』（講談社学術文庫、一九八九年）「怨霊から御霊へ—中世的死靈觀の展開—」。

(28)

渡辺勝義「日本精神文化の根底にあるもの（五）—怨親平等の鎮魂について—」（『長崎ウエスレヤン大学現代社会学部紀要』四—一、二〇〇六年）は、本来的には神道や「日本精神文化」の根底に「怨親平等の鎮魂」が存在してゐると主張する。

(29)

『善光寺日本忠霊殿史』（善光寺日本忠霊殿造営委員会、昭和四十五年）を参照。

(30)

前掲、大谷正「日露戦争で死亡したロシア軍人墓を調べる旅」。

（國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センター助教）